

生徒会規約(改正案)

第1章 総則

第1条 この会は福山市立城東中学校生徒会という。

第2条 この会は福山市立城東中学校に在籍する生徒をもって組織する。

第3条 この会は生徒がそれぞれ望ましい自主性に基づき未来を生きる人間として 各々人間像を完成するために、相互に協力しつつ各々の特性発揮と相互理解につとめ、正しい民主的関係の中に生活体験を深め、真の集団をつくることを目的とする。

第4条 会員は城東中学校の生徒としての自覚を持ち、この会の決定に従う。

第5条 生徒は生徒会の目的が達成されるために生徒会の活動に進んで参加する義務と責任を持つ。

第6条 本会は城東中学校教職員を顧問として指導、助言を受ける。

第2章 機関

第7条 本会の機関は生徒会自治に基づきその目的達成のためのあらゆる活動に関して民主的な話し合いを通して審議決定しなければならない。

第8条 この会に次の機関を設ける。

- (1) 生徒総会
- (2) 執行部会
- (3) 学級委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 部活動委員会

第1節 生徒総会

第9条 生徒総会は本校最高の議決機関で、毎年、年度初めに定期総会を開く。このほか会長が必要とするとき、委員会が招集決議をしたとき、会員の過半数が要求したときは臨時生徒総会を開くことができる。

第10条 総会は次の事項について審議、決定する。

- (1) 規約の決定又は改正
- (2) 生徒会行事の承認決定
- (3) 役員承認
- (4) 予算の議決、決算の承認
- (5) その他この会の目的達成に必要な事項

第 2 節 執行部会

第 11 条 執行部会は総会に次ぐ議決機関である。

第 12 条 執行部会は会長(1 名), 副会長(男女各 1 名, 2 学年 1 名), 専門委員長(6 名), 専門副委員長(6 名)で構成し, 生徒会活動の中心となる。

第 13 条 執行部会は次の権限を持つ。

- (1) 議決機関から与えられた事項の執行
- (2) 総会及び委員会に提出する議案の整理
- (3) 緊急事項の処理(ただし次の学級委員会で必ず承認を得なければならない)

第 14 条 役員は次の権限及び任務を持つ。

(1) 会長

- 本会の会務を統轄し, 本会の代表となる。
- 学級委員会その他を招集する。
- 専門委員長, 専門副委員長を指名する。またそれらをやめさせる権限を持つ。

(2) 副会長

- 会長を助け, 会長が有事のときその代理をする。

(3) 専門委員長

- 広報, 給食保健, 図書, 生活安全, 美化, 部活動委員会のそれぞれの委員長を務めることができる。

(4) 専門副委員長

- 広報, 給食保健, 図書, 生活安全, 美化, 部活動委員会のそれぞれの副委員長を務めることができる。

第 3 節 学級委員会

第 15 条 学級委員会は各月に 1 回, 委員会日に開かれる。そのほか会長が必要と認めるとき, 臨時学級委員会を開くことができる。

第 16 条 学級委員会は各学級委員 2 名で構成される。

第 19 条 学級委員会は次の事項について審議, 決定する。

- (1) 総会から委任された項目
- (2) 会則についての疑義の解釈
- (3) 細則規定の決定並びに変更
- (4) 総会及び諸行事の企画, 立案

- (5) 追加予算及び暫定予算の審議, 決定
- (6) 各クラスより提出された案件の審議, 決定
- (7) その他生徒会の目的達成に必要な事項

第 4 節 専門委員会

第20条 専門委員会は広報, 給食保健, 図書, 生活安全, 美化, 部活動委員会から成り立つ。

第 21条 専門委員会は専門委員長, 専門副委員長, 各クラス代表(男女各 1 名)により構成される。ただし部活動委員会は除く。

第 22条 書記は委員長又は, 副委員長が務める。

第 5 節 部活動委員会

第 23条 部活動委員会は各部長により構成される。

部活動委員会は必要に応じて開かれる。

第 24条 部活動委員会の議長は部活動委員長が担当する。

第 25条 部活動委員会は部活動の活性化, 予算要求などの事項について討議する。

第 26条 部活動細則

- 用具の後始末をきちんとする。
- 下校時間を守る。
- 周囲に迷惑をかけない。
- 部員は自分の部の発展や改善に努める。

第 6 節 学級委員

第 27条 クラスの意見要望を学級委員会に反映し, 議決事項をクラスに伝達する。

また校内の規律に関する事項の指導に努める。

第 28条 クラスの代表となりクラスをまとめ率先して行動する。

第 29条 日直や班長と協力し, よりよい学校生活を送るための活動に努める。

第30条 その他必要事項

第 7 節 広報委員

第 31条 広報委員会の, 決定事項を伝達し, またクラスの意見を委員会に反映する。

第 32条 校内放送など情報活動を推進する。

第 33条 学級の記録, 掲示にあたる。

第 8 節 給食保健委員

第 34条 給食保健委員会の決定事項をクラスに伝達し、クラスの意見・要求を反映する。

第 35条 健康観察や調査を行い、その対策をたてる。

第 36条 クラスの衛生管理を行い、健康生活を推進する。

第 37条 給食や体調不良者のサポートをする。

第 38条 校内の美化活動にあたる。(流しなど)

第 9 節 図書委員

第 39条 図書委員会の決定事項をクラスに伝達し、またクラスの意見要求を委員会に反映する。

第40条 図書の貸し出し、返却、図書室の整理、新刊書の紹介、読書の呼びかけ、調査などにあたる。

第 10 節 生活安全委員

第 41条 生活安全委員会に出席し、決定事項を伝達し、またクラスの意見を委員会に反映する。

第 42条 交通安全、交通ルールについての学習をし、登下校時の事故防止を啓発する。

第 43条 自転車の点検や置き場の管理にあたる。

第 44条 校内安全指導にあたる。

第 45条 活動は、日直・班長と協力して、主に服装、時報(二分前着席・遅刻)戸締りなどの点検を必要に応じて行う。

第 12 節 美化委員

第 46条 美化委員会の決定事項を伝達し、またクラスの意見を委員会に反映する。

第 47条 活動は、学級委員・生活安全委員と協力して、主にそうじ・環境整備の推進にあたる。

第 13 節 学級総会

第 48条 この会は学級全員から成り、先生のアドバイスをもとに過ごしやすい雰囲気をつくり、学級生活の向上を図っていくことを目的とする。

第 49条 この会から学級委員、専門委員その他の役員を選出する。

第 14 節 部活動

第50条 本会に次の各部をおく。

[運動部]ソフトテニス部(男女別),バレーボール部,野球部,卓球部(男女別),陸上競技部,バスケットボール部(男女別),サッカー部

[文化部]科学部,美術部,吹奏楽部

第51条 会員はいずれかの部に所属しなければならない。

第52条 会員は2つ以上の部に所属してはならない。

第53条 部を廃止又は新設,結成するには,学級委員会,職員会に届け出てその承認を受けなければならない。

第54条 各部は部長(副部長は必要に応じて)各1名を選出する。各部長は必要に応じ部活動ミーティングを開くことができる。

第3章 選挙

第55条 会長及び副会長は本校全生徒の中より全生徒の選挙により選出される。細則は別に定める。

第56条 学級委員その他のクラスの委員は毎学期はじめ各クラスで選出する。

第57条 生徒会役員の任期は1年間とし,各クラスの委員は1学期間とする。

第4章 補則

第58条 第2章の各機関は構成員の3分の2以上の出席がなければ議決できない。

第59条 各会議の議事の決定は出席数の過半数で決定し,不可同数の場合は議長に一任する。

第60条 生徒会規約の改正は生徒総会の3分の2以上の賛成を必要とする。

第61条 会員は定められた会費を毎月納めなければならない。

1ヵ月分の会費は250円とする。

第62条 生徒はすべての役員を解職請求することができる。

(1) 会長,副会長の解職の請求とその方法

① 解職請求

クラスから過半数の者の連署をもって代表者が学級委員会へ提出する。

② 方法

ア 前項の請求があったときは学級委員会は選挙管理委員会を設置する。

イ 選挙管理委員会は解職を請求した署名者の検査を行い,署名が正しかった場合,学級委員会へその請求を提出し,委員総数の3分の2の賛成があれば生徒会員の投票にかける。

ウ 生徒の投票で会員の 2 分の 1 以上の賛成があれば職員会議の承認を経てその職を失う。

エ その後 20 日以内に新役員を選出する。

(2) 本部の議長、副議長の解職請求について

① 解職請求

クラスから 3 分の 2 以上の者の連署をもって代表者が学級委員会へ提出する。

② 方法

ア 前項の請求があったときは学級委員会は選挙管理委員会を設置する。

イ 選挙管理委員会は解職を請求した署名者の検査を行い、署名が正しかった場合、学級委員会へその請求を提出し、委員総数の 3 分の 2 以上の出席で、そのうち 4 分の 3 の賛成があれば職員会議の承認を経てその職を失う。

(3) 学級役員（学級委員、給食保健、図書、美化、生活安全、広報委員）の解職請求

① 学級の 3 分の 2 以上の連署で成立する。それまでの手続きは各学級にまかせる。

② その後 1 週間以内に新役員を選出する。

第 63 条 この規則は 1977 年 12 月 24 日より実施する。

この規則は 2000 年 1 月一部改正。

この規則は 2022 年 9 月一部改正。